

令和6年度 北海道行動援護従業者養成研修 募集要領

実施主体 社会福祉法人 はるにれの里 (北海道指定研修事業者)
研修協力 さっぽろ行動援護ネットワーク

1. 目的

行動障がいのある方の地域生活において、行動援護従業者が担う役割には大きな期待がかけられています。本研修では、行動援護にかかわる基礎的知識、障がい特性の理解、さらには基礎理解をベースとした実践演習を行うことにより、行動援護を実践していくためのベースを身につけていただきます。本研修の修了はあくまで行動援護従業者としてのスタートラインであり、より重要なことは日々の実践の積み重ねであります。そのため、希望者には研修講師を受講者の実践現場に派遣をし、サービスタ同行、助言を行う等のフォローアップ研修も行うことで、行動援護の実践力向上、実践家を数多く養成し、北海道全体の行動援護基盤体制を整えていくことを目指します。

※行動援護ヘルパー及び行動援護サービス提供責任者の要件にて、行動援護従業者養成研修の修了が必須化されましたが、修了したものとみなす経過措置については、令和9(2027)年3月31日までの再延長となる予定です。該当の従業者はそれまでの受講が必要です。

2. 開催日程等 (令和6年度開催予定)

日 程		受講定員	募集期間 ※指定期以外の受付不可	受講可否通知	受講料納入締切	研修事前トライアル		
第1回	前半	R6	5/29(水) 30(木)	30名程度	3/29~5/6	5/10頃	5/16	5/20(月)10:00~11:00
	後半	R6	6/12(水) 13(木)					5/22(水)18:00~19:00
第2回	前半	R6	10/23(水) 24(木)	30名程度	8/22~9/30	10/4頃	10/10	5/24(金)10:00~11:00
	後半	R6	11/6(水) 7(木)					
第3回	前半	R7	2/19(水) 20(木)	30名程度	12/23~1/29	2/3頃	2/7	2/10(月)10:00~11:00
	後半	R7	3/5(水) 6(木)					2/12(水)18:00~19:00
								2/14(金)10:00~11:00

※各回4日間の受講で修了となります

※少人数制を採用しています。受講者4~6名につきインストラクターを1名配置し、細かな助言を行います

3. 実施方法

ZOOM を利用した **オンライン** での実施を予定しております。(ZOOMの事前インストールが必要です。)

カメラ・マイク付き (付いていない場合は別途ヘッドセット等をご準備ください。) パソコンが必要になります。グループワークの際、ディスカッションにてマイクを通じた発言が多くありますので、個室もしくは静かな環境でのご受講をお願いします。

また、インターネットの接続が必要になります。無線接続の場合、映像や音声に乱れが生じる恐れがありますので有線でのインターネット接続をお勧めします。なお、インターネット接続に伴う通信料等は各自でのご負担をお願いします。

オンラインでの研修受講にあたって、ZOOM やグループワークで使用するグーグルドライブの使用方法またはグループワークの進め方等について確認していただく「**研修事前トライアル**」を設けております。申込については、別紙3(受講申込書)に記載されていますので、参加可能な日時にご記入の上、**必ず**ご参加をお願いします。各回日程での参加が難しい場合は事務局に連絡をお願いします。また、「研修事前トライアル」に参加の際は、ネットワーク状況の確認や、マイクのテストなども行いますので、本研修の受講者が参加し、受講する時と同じパソコン、同じ環境でのご参加をお願いします。

※開催方法については、オンラインを基本とするが、状況によっては集合研修も含め都度判断し実施していく

4. 研修内容

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が示す強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・指導者研修)(令和2年度からの新カリキュラム)をベースに社会福祉法人はるにれの里により行動援護等の内容を加味・アレンジしたプログラムにて行います。

別紙1(カリキュラム)、別紙2(講師一覧)、別紙3(受講申込書)を下記ホームページに掲載します

北海道障がい者保健福祉課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/kyodokoudou/youkou.htm>

社会福祉法人はるにれの里ホームページ

<http://www.harunire.or.jp/koudou/>

5. 受講料

50,000円（使用テキスト「北海道行動援護従業者養成研修受講者テキスト」代含む）

※支払い後の受講料の返金はありません

6. 受講対象者

- ・行動援護従業者（ヘルパー）、行動援護サービス提供責任者（予定者も含めます）
- ・児童分野、相談分野、生活介護や施設入所・共同生活援助など障がい福祉サービス等に従事する支援者

※研修全日程（4日間）の受講可能な方に限ります

※受講選考においては、北海道障がい者保健福祉課による確認を経て決定がなされます

研修の目的、体制整備上の理由により、現任の行動援護従業者を優先して選考します

7. 受講申し込み方法、受講決定の流れ（※日程の目安は、2. 開催日程 を参照）

①各受講回の募集期間内に、別紙3（受講申込書）をメール添付にて送付

※メールでの受付を基本としますが、難しい場合は、メールにてお問い合わせください。

※メールの件名は「行動援護研修申込」としてください（迷惑メール対策のため）

※申込者1名につき、メールは1通ずつ申込をしてください

※受講申込書のデータは、ワードもしくはPDFデータにて送付してください

※メール受付の段階で、受付完了メールを送信します（メールが届かない場合はご連絡ください）

②申込締切日から、7日間程度後にて受講可否の通知を、メール添付にて送信します

③受講決定者は、受講料納入締切日までに、受講決定通知書にて指定された方法で受講料を納入してください。期日までに納入が確認できない場合、受講決定を取り消しとする場合があります

申し込み先 メール：fkn@harunire.or.jp（はるにれの里行動援護従業者養成研修事務局）

※ご質問等もメールにてお願いします。難しい場合に限り、下記の連絡先電話番号にてお問合せください（別業務中は電話に出ることができない場合があります。申し訳ございませんが、時間をおいておかけ直してください）

8. 修了証書の交付について

本研修の全日程（4日間）の修了者には、厚生労働省が定めるところにより研修事業者が北海道知事の指定を受けて行う北海道行動援護従業者養成研修の修了証書が交付されます。研修期間中はオンラインの場合は受講者の氏名と顔が確認できる状態での参加をもって出席とさせていただきます。

（会場での実施の場合は毎日、会場へのチェックイン、チェックアウトの際の署名により出席確認を行います。）欠席、遅刻、早退、中抜けがあった場合には、修了証書の交付はできません。ただし、事務局側にてやむを得ない事情があると認められた場合は、次の回までに限り未受講分の振替を行うことができます。（年度内に限ったの救済措置のため、第3回（最終回）受講者の振替受講はできません。予めご了承ください）

9. フォローアップ研修について

① 派遣研修

本研修の受講者に限り、フォローアップ研修を受けることができます。研修講師を受講者の所属事業所等に派遣し、行動援護サービスの同行、助言を行うことや、出張講義等を行います。オンラインでの受講も可能です。希望者は、受講申込書の記載欄に明記しておいてください。内容詳細は、本研修受講中に説明を行います。

フォローアップ研修費用：10,000円（交通費、実費がかかる場合には、別途請求いたします）

② 全体研修

日時：令和7年3月8日（土）予定

詳細は1月頃に、はるにれの里のホームページまたは、さっぽろ行動援護ネットワークのホームページ等にて周知を行いますので、ご確認ください。

さっぽろ行動援護ネットワークホームページ <http://koudouengo.wixsite.com/network>

さっぽろ行動援護ネットワーク Facebook <https://www.facebook.com/skn.2016/>

お問い合わせ先

はるにれの里行動援護従業者養成研修事務局

住所 札幌市東区東雁来12条4丁目1番3号

メール fkn@harunire.or.jp

電話 080-3800-4761

担当 中幡 恵太